

○滋賀県ごみの散乱防止に関する条例施行規則

平成14年3月29日
滋賀県規則第22号

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例施行規則をここに公布する。

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(平成4年滋賀県条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境美化監視員証)

第2条 条例第18条第1項に規定する環境美化監視員は、同項の活動を行うに当たっては、環境美化監視員証(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(適用除外区域)

第3条 条例第22条の規則で定める区域は、彦根市、長浜市、栗東市、野洲市および甲良町とする。

(一部改正〔平成14年規則62号・15年53号・16年43号・17年5号・18年9号・14号・20年67号・22年3号〕)

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成14年規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年規則第14号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

別記様式（第2条関係）

（表）

<p>第 号</p> <p>滋賀県環境美化監視員証</p> <p>氏 名</p> <p>(写真)</p>	<p>左記の者は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例第18条に規定する環境美化監視員であることを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p>期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>滋賀県知事 印</p>
--	--

(裏)

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（抜粋）
（環境美化監視員）

第18条 知事は、ごみの散乱防止に係る啓発活動、指導その他の活動を行わせるため、環境美化監視員を置くものとする。

2 環境美化監視員は、前項に規定する活動を行うに当たっては、市町村が行うごみの散乱防止に係る活動との連携を図るものとする。

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例施行規則（抜粋）
（環境美化監視員証）

第2条 条例第18条第1項に規定する環境美化監視員は、同項の活動を行うに当たっては、環境美化監視員証（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。